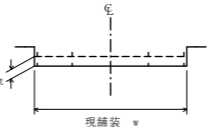
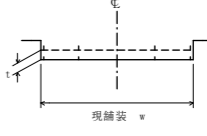
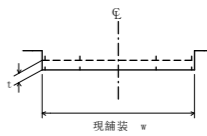


新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	【 現行(令和元年度) 】 土木工事施工管理基準 新潟県 令和元年	【 改定案(令和2年度) 】 土木工事施工管理基準 新潟県 令和2年	改定理由
3	<p align="center">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p align="center">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-30「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	軽微な修正（番号）
4	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の出来型管理については、「「ICTの全面的な活用」の試行拡大について（通知）」（平成30年9月25日付け技第721号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」、または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び積算基準の改定について（通知）」（令和2年10月8日付け技第704号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由					
						測定項目	個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)										測定項目	個々の測定値 (X)		測定値の平均 (X̄)								
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	15	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-6-15	3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-6-15	技番の変更（新規設定）
								幅 w	-25	—													幅 w	-25	—				
												3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	15	2	路面切削工（面管理の場合） 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-1-6-15	諸基準類の改定に伴う追加		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

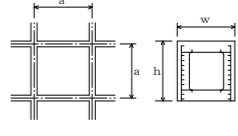
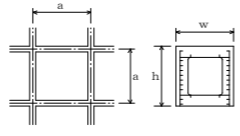
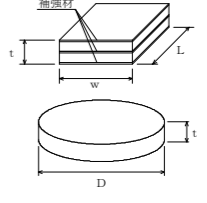
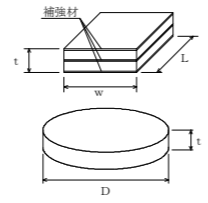
単位：mm

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要											
3	土木工事共通編	1	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支保工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-1-12-1	3	土木工事共通編	1	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支保工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-1-12-1	諸基準類の改定に伴う修正			
										中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ														1以下	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ							
											≦1000mm																					1以下	
										アンカーボルト用孔（開放し）	孔の直径														≦100mm	+3 -1					JIS B 0403 CT13	孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13
																									>100mm	+4 -2							
										センターボス	ボスの直径														+0 -1						ボスの高さ	+1 -0	
											ボスの高さ														+1 -0								
3	土木工事共通編	1	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支保工）	上唇の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-1-12-1	3	土木工事共通編	1	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支保工）	上唇の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定		3-1-12-1	諸基準類の改定に伴う修正					
									全移動量 δ	$\delta \leq 300\text{mm}$													±2	± $\delta/100$					全移動量 δ	$\delta \leq 300\text{mm}$	±2		
										$\delta > 300\text{mm}$																				± $\delta/100$			
									組立高さH	上, 下面加工仕上げ													±3						組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3		
										コンクリート構造													H ≦ 300mm							±3	H ≦ 300mm	±3	
																							H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て						H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て		
									普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※1)、※2)													JIS B 0403 CT14						鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
										鋳放し肉厚寸法 ※1)													JIS B 0403 CT15						鋳放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15			
										削り加工寸法													JIS B 0405 粗級						削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
										ガス切寸法													JIS B 0417 B級						ガス切寸法	JIS B 0417-1979 B級			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

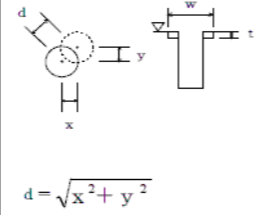
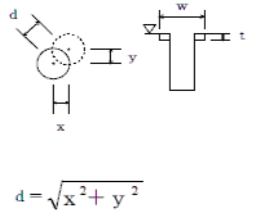
単位：mm

現行（令和元年度版）						改定案（令和2年度版）						改定理由											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支 承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差	3-1-12-1	3	1	12 工場 製作 工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支 承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差	3-1-12-1	諸基準類の改定に伴う修正
								500 < w, L, D ≤ 1500mm	0~+1%										500 < w, L, D ≤ 1500mm	0~+1%			
								1500 < w, L, D	0~+15										1500 < w, L, D	0~+15			
							厚 さ t	t ≤ 20mm	±0.5										t ≤ 20mm	±0.5			
								20 < t ≤ 160	±2.5%										20 < t ≤ 160	±2.5%			
								160 < t	±4										160 < t	±4			
							平 面 度	w, L, D ≤ 1000mm	1										w, L, D ≤ 1000mm	1			
1000mm < w, L, D	(w, L, D)/1000		1000mm < w, L, D	(w, L, D)/1000																			



新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
6	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5	6	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5	偏心量について従来の規格値に修正	
						偏心量d	150										組立式	150					
						長さL	-100										偏心量d	沈下式					L ≤ 10mの場合 150 L > 10mの場合 L × 1.5%以内 かつ500以内
						巻立て幅W	-50											長さL					-100
						巻立て厚さt	-30										巻立て幅W	-50					
																	巻立て厚さt	-30					

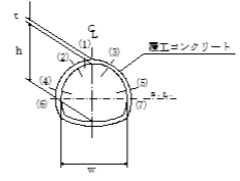
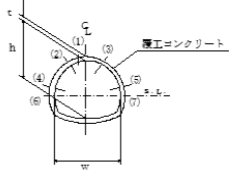
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10	8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10	8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)				
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上									可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上												
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋									鋼橋	コンクリート橋									鋼橋	コンクリート橋	鋼橋	
							±5									4+0.5×(B-2)													±5
						下 寄 の 水 平 度	橋軸方向									1/100	橋軸方向									橋軸直角方向	橋軸方向	橋軸直角方向	1/100
							橋軸直角方向																						
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5																										
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値 の1/2以上	可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値 の1/2以上																										
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10	8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10	8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)				
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上									可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上												
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋									鋼橋	コンクリート橋									鋼橋	コンクリート橋	鋼橋	
							±5									4+0.5×(B-2)													±5
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向									1/300	橋軸方向									橋軸直角方向	橋軸方向	橋軸直角方向	1/300
							橋軸直角方向																						
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5																										
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値 の1/2以上	可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値 の1/2以上																										

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
8	6	5	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (a) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		8-6-5-3	8	6	5	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (a) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		8-6-5-3	諸基準類の改定に伴う追加					
					幅 w（全幅）	-50																					
					高さ h（内法）	-50																					
					厚さ t	設計値以上																					
					延長 L	—																					

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
4 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。	△	4 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。	△	実情に合わせ修正		
4 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	△	4 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	△	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	5 上層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-1073	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○	諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正		
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100m ² 以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100m ² 以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		実情に合わせ修正		
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内				5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内				諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正		
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正		
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	○	7 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	○	実情に合わせ修正		

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工種	改定案(令和2年度版)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
7	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	○	7	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	8	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192			○	8	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224			○	諸基準類の改定に伴う修正	
8	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	8	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○	8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剝離性の確認	○	8 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剝離性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	8 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	8 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	実情に合わせ修正
8 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			8 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			諸基準類の改定に伴う修正
9 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			9 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			諸基準類の改定に伴う修正
9 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			9 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認	
10 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	10 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）			○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上			○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上			○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○	諸基準類の改定に伴う修正	
11 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			11 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			○	諸基準類の改定に伴う修正
11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			○	諸基準類の改定に伴う修正
11 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ハンゲルマンビ-ム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			11 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ハンゲルマンビ-ム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			○	諸基準類の改定に伴う修正
12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			○	諸基準類の改定に伴う修正
12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ハンゲルマンビ-ム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ハンゲルマンビ-ム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			○	諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500 ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500 ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		諸基準類の改定に伴う修正
18 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 $V_a \leq V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r \geq 85\%$ または $S_r \leq 95\%$ または 空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	18 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 $V_a \leq V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r \geq 85\%$ または $S_r \leq 95\%$ または 空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
18 河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		18 河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		諸基準類の改定に伴う修正	
19 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	19 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
19 海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		19 海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		諸基準類の改定に伴う修正	
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書に示された数値。	1,000 ³ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 路体の場合、1,000 ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000 ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書に示された数値。	1,000 ³ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 路体の場合、1,000 ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000 ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185) 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 10\%$ または 飽和度 $S_r \geq 85\%$ $S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 8\%$ である。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 10\%$ または 飽和度 $S_r \geq 85\%$ $S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $V_a \leq 8\%$ である。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
21 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	/	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	/	21 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	/	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	/	諸基準類の改定に伴う修正
21 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時	/	/	21 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時	/	/	諸基準類の改定に伴う修正
21 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	/	/	21 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	/	/	諸基準類の改定に伴う修正
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	/	27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-568	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	/	諸基準類の改定に伴う修正
27 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。	/	/	27 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	/	/	諸基準類の改定に伴う修正
27 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	/	/	27 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	/	/	諸基準類の改定に伴う修正
27 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	/	/	27 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	/	/	諸基準類の改定に伴う修正
28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	/	28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	/	諸基準類の改定に伴う修正
28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	設計図書による。	/	/	/	28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309	設計図書による。	/	/	諸基準類の改定に伴う修正	
28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	設計図書による。	/	/	/	28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	設計図書による。	/	/	諸基準類の改定に伴う修正	
28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	設計図書による。	/	/	/	28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	設計図書による。	/	/	諸基準類の改定に伴う修正	

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認		
28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m2:10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空疎率による管理でもよい。		28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空疎率による管理でもよい。		実情に合わせ修正		
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		諸基準類の改定に伴う修正			
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内			28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内				諸基準類の改定に伴う修正			
28 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			28 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内				諸基準類の改定に伴う修正			
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)		○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)		○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○	諸基準類の改定に伴う修正		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下			○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下			○	諸基準類の改定に伴う修正		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m			○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス: 20N・m			○	諸基準類の改定に伴う修正		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)		○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)		○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	諸基準類の改定に伴う修正		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○	諸基準類の改定に伴う修正		

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	トプラン	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。			29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。			諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		実情に合わせ修正		
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○	30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	30 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	30 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	30 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	諸基準類の改定に伴う修正

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和元年度版)							工 種	改定案(令和2年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○	30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	30 プラント再生舗装工	トプラン	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	<p>基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。</p> <p>(例) 3,001~10,000m² : 10個 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合 : 6,000m²/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m²以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。</p>		30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	<p>基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</p> <p>(例) 3,001~10,000m² : 10孔 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合 : 6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m²以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。</p>		実情に合わせ修正				

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対照表

ページ	【現行(令和元年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和元年度版	【改定案(令和2年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和2年度版	改定理由
193	写真管理基準(案)	写真管理基準(案)	
193	2.撮影	2.撮影	
193	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	
193	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の 試行拡大 について(通知)」（平成30年9月25日付け技第721号）の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」 試行対象の拡大及び積算基準の改定 について(通知)」（令和2年10月8日付け技第704号）の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) 」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	諸基準類の追加
194	2-6 撮影の仕様	2-6 撮影の仕様	
194	写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 縦横比は3:4程度とする (100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。 高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。	写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。 高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。	縦横比は3:4程度とする。を削除 ・「360度を撮影する全天球画像」等の新技術導入のため(全天球画像では縦横比がない) ・前回の改定で動画を可としているが、動画に縦横比を指定することは適切ではないため
195	4.その他	4.その他	
195	撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様を確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。	撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様を確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)を参照のこと。	定義の明確化
258	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
258	2.撮影	2.撮影	
258	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	
258	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の 試行拡大 について(通知)」（平成30年9月25日付け技第721号）の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」 試行対象の拡大及び積算基準の改定 について(通知)」（令和2年10月8日付け技第704号）の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) 」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	諸基準類の追加

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由			
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）													
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度					
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	1-2-3-2				
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]									「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事1回 [掘削後]	•出来映えの撮影 •TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影			法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は 1工事1回 [掘削後]	•出来映えの撮影 •TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和元年度版）														改定案（令和2年度版）														改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）														撮影箇所一覧表（出来形管理）														
【第1編 共通編】														【第1編 共通編】														
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要									
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度										
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	諸基準類の追加								
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写										「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写											
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]									締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]											
		法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影			法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影			「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要										「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要			
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]									締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]			
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事1回 [掘削後]									法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は 1工事1回 [掘削後]			
			・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影				・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。									

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和元年度版）										改定案（令和2年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	3	1	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	諸基準類の追加
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕									深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕			
									3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	新規追加	
3	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-14-4	3	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-1-14-4	諸基準類の追加
																ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。				